

よこはま水環境ガイドボランティア事業実施要綱

制定 平成 18 年 12 月 20 日

最近改正 令和 7 年 5 月 7 日下マ第 174 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、「市民の財産としての下水道」の重要性に対する認識を多くの市民に
拡げ、共有するために、水再生センターを中心とした水環境に関する広報・啓発を、自
主的に、または本市職員と協働して実施する、よこはま水環境ガイドボランティア（以
下、「水環境ガイド」という。）について定めることを目的とする。

（活動内容）

第 2 条 水環境ガイドは次の活動を、自主的に、または本市職員とともに企画・実施する。

- (1) 下水道事業に関連した出前講座
- (2) 各水再生センターや下水道工事現場等の見学会
- (3) それぞれの活動に必要な研修
- (4) 定例的に、または臨時に行われるボランティア会議
- (5) その他下水道事業に関する広報・啓発活動

（登録）

第 3 条 水環境ガイドは、登録の上、活動を行うものとする。

（登録要件）

第 4 条 水環境ガイドの活動に参加できる条件は以下のとおりとする。

- (1) 横浜市に在住、在学、または在勤であること。
- (2) 本市が定める講習等を予め受講すること。
- (3) 水環境ガイドの事業趣旨を理解し、これに賛同していること。

（登録の更新）

第 5 条 登録の内容は 2 年ごとに更新する。

（活動費用）

第 6 条 水環境ガイドの活動は無償を原則とするが、本市が実施する事業に協力するため
交通費がかかった場合には、最も経済的な通常の経路及び方法により計算した交通費を
水環境ガイドに対して支出するものとする。交通費の計算方法については、本市職員に

支給する旅費の計算方法の例によるものとする。ただし、支出対象は公共交通機関（鉄道及びバス）を利用した場合に限るものとする。

（事務局）

第7条 本事業の事務局は、横浜市下水道河川局下水道施設部施設管理課に設置する。

（事業推進連絡会議）

第8条 本市は事業推進のために関連部署による連絡会議を設置する。

（個人情報の管理）

第9条 本事業を進めるに当たり横浜市が得た個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月25日条例第6号）に基づき適正に管理する。

（その他）

第10条 その他、本要綱に定めのない事項で、運営上必要な事項については、下水道河川局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。